令和6年度 小杉駅周辺公共空間等活用推進業務委託仕様書

(適用範囲)

本仕様書は、川崎市(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託する「令和6年度 小杉駅周辺公共空間等活用推進業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

本業務は、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び、本仕様書に基づいて実施するものとする。

(業務目的)

小杉駅周辺地区では、川崎市の広域拠点として「都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」に基づき、民間活力を活かしながら、誰もが駅を中心に安全で快適に歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを目指し取組を進めている。今後、小杉駅北口駅前の事業が予定されており、当該事業が完成することで駅周辺のまちづくりが概成することから、ハード面に加えソフト面の両面からのまちの一層の賑わい・交流の創出に向けたまちづくりが重要となってくる。

こうした中で、令和6年に市制 100 周年という大きな節目を迎え、緑化フェア等が開催 されることから、この機会を捉え、多様な主体と連携し、地域特性を踏まえた公共空間等 を活用したイベント等の実施による機運の醸成とともに、まちの一層の賑わい・交流の創 出を図るため、本業務を試行的に実施するものである。

(業務内容)

本業務の目的を踏まえた具体的な内容は、次の(1)~(5)のとおりとする。詳細については、甲乙打ち合わせによるものとする。

- (1)公共空間を活用したイベント等の企画立案(別紙 履行範囲参照) 小杉駅周辺における公共空間等の活用による面的な賑わい・交流の創出に向けた、 イベント等の企画立案を行う。
 - ① イベント等実施に向けた全体計画の立案 (ゾーニング、イベント名等)
 - ② 各エリアにおける具体的な実施内容(キッチンカーや什器等の配置・仕様計画)
- (2) 実施体制、実施スケジュール等の構築

上記(1)を基に、実効性のある実施体制、実施までの段取り・法令等手続きに加え、 実施スケジュール等を構築する

- ① 実施期間については、秋の緑化フェア期間令和 6 年 10 月 19 日~11 月 17 日のうち 11 月 1 日から 4 日までの 4 日間を基本に実施可能な期間を設定すること なお、実施に当たり既存団体等との連携・調整を行うこと
- ② 秋の緑化フェア期間中における緑化フェア等の広報、まちを PR する取り組み等を 継続的に実施すること

(3) イベント等の実施

実施に当たっての事前周知やイベント参加者等の意見抽出を行う

- ① イベント等の事前周知方策
- ② イベント参加者等の意見聴取方法・実施

(4) 効果検証

上記(3)の意見聴取も踏まえ、イベント等の効果検証を行う

- ① 効果検証方策の構築
- ② 成果指標等の設定

(5) 報告書作成

本業務の実施内容を報告書としてとりまとめる。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができる。

- ① (1) ~ (4) に関する報告書の作成
- ② 写真及び動画の撮影

(実施計画書)

乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合わせを行い、業務着手届、業務実施計画書(業務概要、工程表、組織表など)を提出し、甲に承認を得なければならない。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、乙は、変更内容について甲と協議を行い、甲に承認を得なければならない。

(契約期間)

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(各種法令等に関する手続き)

本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、乙が行うものとする。

(貸与資料)

甲は、本業務の実施にあたり、必要に応じて乙に関係資料を貸与するものとする。乙は 貸与された資料を、甲の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはなら ない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

(報告の義務)

本業務の遂行中、適宜、乙より進捗状況を報告するものとする。

(損害及び危害)

乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。また、近隣住民などから苦情等があった場合は、 乙において丁寧に対応するものとし、その結果を甲に報告すること。

(疑義)

本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議するものとする。

(秘密の保持)

乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

(成果品の帰属)

本業務で得られた成果品は全て甲の所有とし、甲の許可なしに他の公表、貸与、使用を してはならない。甲は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または 二次利用する権利を有するものとする。

(成果品)

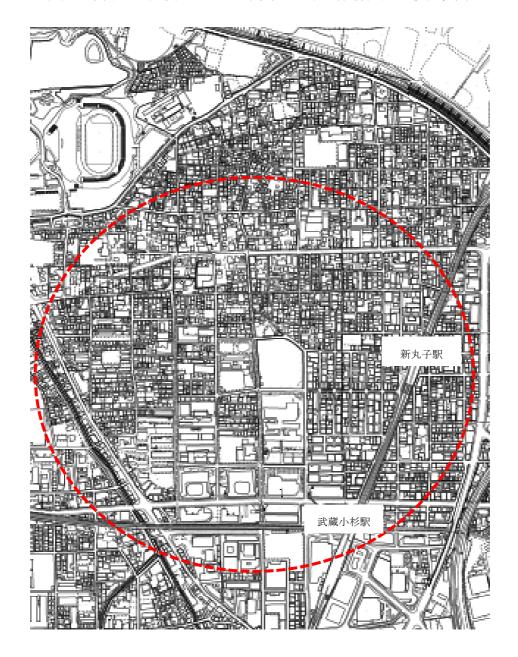
成果品は、次の(1)~(4)のとおりとする。

- (1) 報告書 1部
- (2) 実証実験実施結果 1式
- (3) 写真、動画 1式
- (4)(1)~(3)の電子データ 1式

(その他)

やむを得ない理由により、業務の内容等に変更が生じる場合には、本業務の内容や契約 金額等について甲と乙で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。

令和6年度 小杉駅周辺公共空間等活用推進業務委託 履行範囲



業務対象は上記赤点線の公共空間等の活用を基本とするが、詳細については甲乙打合せによる。